

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所 (認証番号:20地福第1389-1号)
訪問調査 実施日： 平成22年11月25日(木)

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人豊川市保育協会 (施設名) 三上保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長)内藤三津代	定員(利用人数):50名
所在地:〒442-0812 愛知県豊川市三上町天神前14-3	TEL 0533-86-6631

③総評

◇特に評価の高い点

保育園の立地条件の中に、地域性・小規模であることが最大限に生かされ、よく地域にとけ込み評価されている。園長・主任を中心に、日々の仕事の中で職員が子ども一人ひとりとの関わりを大切に、職員集団としての機能を果たし、その結果が職員・子ども達の中に表情として優しさを感じる。

各部屋の空間の有効利用・物の置き方・置き場所・表示がしっかりされ、特に5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)が行き届き、とても生活しやすい環境の中で保育されている。保護者アンケートの中でも自然が豊かで少人数でのびのびゆったりとしており、子ども同士も仲が良く、地域が一体となり保護者と保育士が協力しあっている姿が評価されている。これも園長先生と職員集団が「福祉サービス・施設サービス」の向上に日々努力されている結果が評価されたものである。

◇改善を求められる点

各種記録・計画書を見やすく読みやすくするための改善・工夫が必要各会議・計画書等の記録は整備されているが、記録の内容が見やすい方法に工夫・改善が望まれる。各項目別に整備された書式の検討(5W1Hを基にした)、手書きではなくパソコンを利用するとよい。また、短い文章の表現で具体的に要領よく箇条書きにして、相手に伝える工夫をするとよい。

苦情に関し、申出者に配慮した上で、苦情の内容及び解決方法や結果等を公表することが望まれる。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けるにあたり、全職員で評価項目を検討し保育を見直すことで意見交換、対応マニュアル作成等再確認するよい機会となりました。

地域、家庭、子育ての状況が変化していくことで、自分の役割を確かなものにする為、職員会議だけでなく話し合う機会も多くなってくるので、記録を見やすく整理することで「P-D-C-A」サイクルの充実につなげ保育の向上に取り組んでいきたいと思っております。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

新保育指針に基づいた保育基本理念が明文化され、事務所に掲示され事業計画にも表記されている。職員に対する周知方法の事業計画の資料・記録等も確認でき、職員会議にて説明・読み合わせを行い、職員への意識付けが行われている。利用者(保護者)への周知は入園説明会や入園・進級式等で資料を配布し、園長が説明している。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

中・長期計画は確認できたが、計画内容の検討、協議等不足であると共に、計画表の中に担当者・実施状況・何時までどこまで実行するなど、計画が明記されていない。計画書は5W1Hの手法を使い、現状分析・ビジョンが具体的に項目別に整理明記されると、他者に説明する際にも具体性を持ったものになる。

職員組織における協議内容について、また周知方法として具体性を持った細かい説明ができる資料の整備が不十分である。利用者(保護者)に対しても事業計画書を周知するために、より見易い様式にする工夫・改善を検討・協議されることが望まれる。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10 (a) ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11 (a) ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12 (a) ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

管理責任者として、自らが果たすべき役割と責任について職員会議又は各機会を見つけて意思表示を行い、自らの役割を明確にしている。遵守すべき法令等については、経営に関する研修・勉強会に積極的に参加している。業務の改善・効率化を進め、特に物の置き方・置き場所・表示方法・整理・整頓・清掃・清潔・躰の大切さを職員に伝え、環境改善を実行していると共に、職員の質の向上を進めていくため、利用者・職員の仕事に対する指示を的確に行い、自らもその活動に参画して指導力を発揮している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14 (a) ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15 (a) ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16 a ・ b ・ (c)

評価機関のコメント

地域性を考慮して、地区・校区の各会議、催し物等に積極的に参加し、園を取りまく環境の変化・特徴など現状把握・分析を常に行い経営・運営状況を協会に伝え、また改善すべき課題を把握して職員にも周知させると共に、自らも地域性を考慮して、各方面に対し積極的に働きかけをしている。
外部監査については今後の検討課題である。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17 (a) ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18 (a) ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19 (a) ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20 (a) ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

人事管理については職員配置・要望等は、園の状況を分析して具体的に協会等へ要望は行っている。人事考課については、その内容は正しく理解され、人事評価シートに基づき実施されている。職員の就業状況や意向について、勤務表には職員の意向が反映されている。福利厚生は豊川市の共済会・互助会に加入している。園の中でも機会をとらえて親睦会等を実施している。職員研修教育の基本姿勢は明示され、個別に研修計画は作成され、計画に基づいて実施されている。レポート・報告は園長に行い、その記録は残され研修計画の見直しも行われている。実習受け入れ等はマニュアルに基づいて実施されており、マニュアルに基本姿勢も明記されている。

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	a ・ Ⓑ ・ c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-③	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑤	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑥	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑧	不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

利用者の安全を確保するために各項目のマニュアルは整備され、マニュアル通りに実行されていた。特に感染症等は細かくホワイトボードに明記して、保護者が登園・帰園の時に必ず見える位置に設置し周知に努めていることが確認できた。不審者の侵入防止・早期発見のためネットランチャー・防犯ライトを設置し、その対応をはかっている。事故対応マニュアルの中で、事故発生時の対応・連絡方法について、整備が不十分であるため、強化が望まれる。

II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	Ⓐ ・ b ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 36	a ・ ⑥ ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	① ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	① ・ b ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

関係社会資源の一覧表は掲示し整備され周知をしているが、その内容を検討・改善する余地があると共に、職員の身近なところで必要な時に一覧表が利用できる工夫も考慮する必要がある。地域性もあり、地域との関係づくりを最重点として、地区・校区の各会合には積極的に参加をして、多くの情報収集を行っている。毎週園庭の開放、またミニ体験の実施、更に校区の保育相談を実施している。保育相談の内容として基本的な生活習慣・発達・育児方法等の相談業務とその相談記録票を作成し継続的に事業を行っている。地域の人の好意により休耕田を利用してイチゴ狩り・イモ掘り等に招待され、祖父母会の方々に昔遊びを教えてもらうなど交流は自然な形となりさまざまな事業活動が行われている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	① ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	a ・ ⑥ ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	① ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	a ・ ⑥ ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

利用者を尊重した保育が明示され、保護者が意見を述べやすい環境が整備されている。プライバシー保護にテーマを絞った勉強会を実施すると良い。また苦情については公表することが好ましい。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	① ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	① ・ b ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49 a ・ (b) ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

文書化されたサービス内容及び標準の実施方法について、随時に評価及び見直しがなされているが、見直しの方法や時期等を書面におこし、また見直しの結果を記録することが望ましい。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54 a ・ (b) ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55 a ・ (b) ・ c

評価機関のコメント

利用希望者に対し分かりやすい資料を用いて丁寧に説明がされている。保育所の変更や保育の終了時には、その後の相談方法や担当者を記した書面を作成し渡すことが望まれる。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56 (a) ・ b ・ c

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

統一された様式を用いて適切にアセスメントがされ、一人ひとりに着目した実施計画が策定されている。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。		
Ⅲ-5-(1)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-② 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。		
Ⅲ-5-(2)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。		
Ⅲ-5-(3)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④ 身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	保 73	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	非該当
Ⅲ-5-(3)-⑫ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	非該当

Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。		
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

各種対応マニュアルが整備され、落ち着いた環境の中で子ども一人ひとりを尊重した保育が丁寧に行われており、特に評価に値する。